

⑦ 【中東情勢枠】売上総利益（粗利）の状況が分かる書類 について

基準月および対象月の売上等の状況が分かる書類

法人・個人事業主の別		提出書類
法 人		・ 法人税の確定申告書 別表一 ・ 法人事業概況説明書（月別売上高等記載部分を含む） ・ その他必要な場合 ※ 月別売上等がわかる資料 （売上台帳、月次損益計算書、帳簿 等）
個人事業主	青色申告の場合	・ 所得税確定申告書 第一表 ・ 所得税青色申告決算書 （売上（収入）金額及び仕入金額部分を含む） ・ その他必要な場合 ※ 月別売上等がわかる資料 （売上台帳、月次損益計算書、帳簿 等）
	白色申告の場合	・ 所得税確定申告書 第一表 ・ 収支内訳書 （売上台帳、月次損益計算書、帳簿 等）

※ 算定する経費（荷造運賃費、水道光熱費、燃油関連経費 等）の月額が確定申告書類の中で確認できないときは、上記に加え、当該経費の状況が分かるもの（月次損益計算書、帳簿等）を必ず提出してください。

- 税務署の受付が確認できるもの又は電子申告完了済がわかるもの。
- 白色申告の場合、1か月あたりの売上高・経費額は、年額を12か月で除したもので計算することが原則ですが、該当月の売上高・経費額が分かるもの（売上台帳、帳簿等）を添付し、実額に基づき計算することもできます。